

令和 6 年 度

内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査委員

令和7年8月19日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

令和6年度内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定等により、審査に付された令和6年度内部統制評価報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、審査の対象は、次のとおりです。

令和6年度姫路市内部統制評価報告書

令和6年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書

令和6年度姫路市消防局内部統制評価報告書

令和6年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書

令和6年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年7月31日

姫路市監査委員	三	輪	徹
同	芝	野	稔
同	白	井	義一
同	山	口	悟

1 審査の対象

令和6年度姫路市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手順」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

- (1) 重大な不備として評価された会計年度任用職員への給与等の過払いについては、今後、同種の事案が発生しないよう、システムや体制の整備及び運用を徹底し、再発防止に努められたい。
- (2) 過年度における重大な不備として評価された不適切な分割発注については、今後、同種の事案が発生しないよう、服務規程や関係規程の遵守について全庁的に周知し、再発防止に努められたい。
- (3) 運用上の重大な不備は、結果として大きな社会的又は経済的な不利益を生じさせ、市民からの信頼を著しく失墜させるものであることから、二度

と繰り返されることのないよう、注意して取り組まれない。

- (4) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、各所属において同様の事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。
- (5) 業務レベルの内部統制については、業務内容に応じて各所属で自律的にリスクを識別しているとのことだが、各所属で財務に関するリスクかそれ以外かについて統一性に欠けている。職員が内部統制制度を十分に理解し、有効に機能できるよう、引き続き制度の必要性、重要性を含めた周知徹底を図られたい。
- (6) 姫路市内部統制に関する基本指針では、内部統制の対象事務を地方自治法第150条第2項第1号に定める財務に関する事務とし、その他の事務については、国の動向を踏まえながら取組みを検討することとしている。
内部統制の4つの目的は、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全とされており、それらは財務に関する事務に限られたものではない。市民の暮らしを支える行政サービスを提供していくためには、財務以外の事務についても内部統制の対象とすることが望ましい。

令和6年度 姫路市上下水道局内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定に準じ、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年7月31日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

1 審査の対象

令和6年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書の審査は、姫路市上下水道事業管理者が作成した内部統制評価報告書について、姫路市上下水道事業管理者による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書について、姫路市上下水道事業管理者及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

定期監査において繰り返し指摘しているが、各所属において事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。

令和 6 年度 姫路市消防局内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定に準じ、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

1 審査の対象

令和 6 年度姫路市消防局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度姫路市消防局内部統制評価報告書の審査は、姫路市消防長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市消防長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 6 年度姫路市消防局内部統制評価報告書について、姫路市消防長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手順」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度姫路市消防局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

令和6年度 姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定に準じ、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年7月31日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

1 審査の対象

令和6年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書の審査は、姫路市教育次長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市教育次長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書について、姫路市教育次長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

- (1) 内部統制の重大な不備には該当しないものの、各所属において同様の事務処理誤りが繰り返されていることから、再発防止の徹底や継続的な対応策の見直しを進められたい。
- (2) 業務レベルの内部統制については、業務内容に応じて各所属で自律的にリスクを識別しているとのことだが、各所属で財務に関するリスクがそれ

以外かについて統一性に欠けている。職員が内部統制制度を十分に理解し、有効に機能できるよう、引き続き制度の必要性、重要性を含めた周知徹底を図られたい。

- (3) 市立高等学校以外の学校・園においては、リスク管理シートは作成していないものの、リスク管理の手法として確認体制を整え指導しているとのことであるが、学校徴収金等の取り扱いにおいて不適切な事務処理が行われていることを、定期監査で繰り返し指摘している。

不適切な事務処理により行政に対する市民の信頼を損なうことのないよう、学校・園においても十分なリスク管理ができる体制を整備し、運用されることが望ましい。

- (4) 教育委員会事務局内部統制評価報告書については、内部統制の対象が財務に関する事務ということから教育次長名で報告書を作成している。総務省ガイドラインでは、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者は長であるとされていることから、教育長が教育委員会組織に係る事務の最終責任者として、内部統制制度の推進に取り組まれたい。